

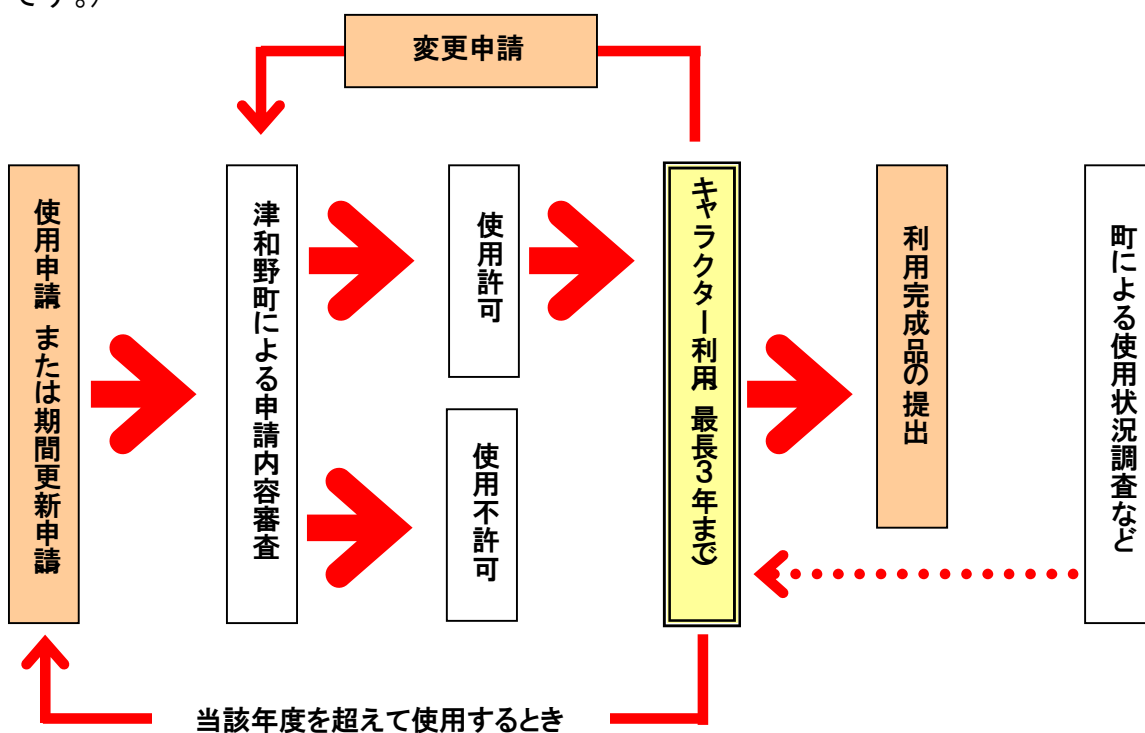
津和野町イメージアップキャラクター「つわみん」 ご利用の手引き

津和野町の素晴らしさを広めるイメージキャラクターとして誕生した「つわみん」をご利用いただけます。

申請にあたっては、本ご利用の手引きおよび要綱をご確認のうえ、ご提出ください。

1 申請の前に

通常、申請の手続きは以下の流れとなります。（利用者は の手続きが必要です。）



通常は申請後、審査から利用許諾までに約7～10日間程度かかります。申請には余裕を持ってお早めに提出してください。（※申請書類の修正等必要な場合、それ以上の日数がかかることがあります。）

2 使用を許諾できない場合

次の内容に該当する場合は、使用を許諾できません。

- 町及びイメージアップキャラクターの品位を傷つけるとき、または利用によって誤認または混同を生じさせるなど正しい理解の妨げとなるとき。
- 町が行う事業その他関連事業の推進に支障をきたすおそれがあるとき。
- 法令及び公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- 特定の個人、企業および営利団体、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与えるとき、又は与えるおそれのあるとき。
- イメージアップキャラクターの著しい変形その他の理由により、その表現がイメージアップキャラクターと認められないとき。
- 使用許可書に従って、キャラクターを使用しないとき。
- その他町長がイメージアップキャラクターの使用について不相当と認めたとき。

3 許可について

【許可書を交付するとき】

- 申請内容によっては、津和野町が条件を付けて許可をだす場合があります。
- 許可書に記載してある下記の事項について、遵守してください。許可された内容に違反し、かつ、内容を是正する見込みがない場合は、キャラクター使用を禁止し、使用許可を取り消します。
- ◎ デザインの使用に際しては、**津和野町イメージアップキャラクター デザインマニュアル**を遵守すること。
- ◎ イラスト使用品には「**つわみん**®**津和野町**」と許諾番号「**津和野(観)許諾第××号**」を決定通知にて指定する方法にて付記してください。
- ◎ キャラクター使用の権利を、譲渡または転貸しないこと。

- ◎ 使用品が出来上がり次第、速やかに町へ完成品を提出すること。（ただし巨大な広告看板など提出が困難なものについては、写真等を提出すること。）
- ◎ キャラクターを使用した使用品の瑕疵により、第三者に損害を与えた場合は、町は一切の責任を持たず、使用許可を得た者が全責任を持って対処すること。
（この場合は、町は速やかに使用禁止・使用許可取消を行います。その際に生じた使用者に対する損害については、町は一切の責任を負いません。）
- ◎ キャラクター利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにすること。
- ◎ キャラクターの使用について、故意または過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償すること。
- ◎ 第三者がキャラクターデザイン等を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに町へ連絡すること。また、第三者との係争、審判、訴訟などについて、町と協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- ◎ キャラクターの適切な利用を図るため、町が使用品の販売状況など使用状況について報告を求め、または申請に係る関係帳簿の閲覧など必要な調査を行った際には協力すること。

4 使用期間について

使用期間は、許可を受けた期間で、3年を超えることができません。

使用期間を超えて引き続き使用したいときは、更新申請が必要です。

5 変更申請について

デザインや種類を増やしたい場合など、現在利用中の商品で内容を変更する場合には、内容変更申請が必要です。

(例) キーホルダーのデザインを変更したい。追加で色の種類を増やしたい。

※以前申請された商品と別の商品を申請される場合は、新規での申請が必要になります。(この場合、許諾番号は前回とは異なります。)

6 罰則その他

- 「3 許可について」に記載したとおり、使用禁止・使用許可取消を町が行った際、キャラクター使用者に生じた損害については、町は一切責任を負いません。
- 町はこの申請に関係する、キャラクター使用者が申請に要した費用および使用の実施に係る経費又は役務を負担しません。

7 Q&A

Q 1. 申請書の提出はメールでもよいでしょうか？

A 1. 事前相談についてはメールやFAXでも構いませんが、正式に申請されるときは、あらためて郵便または窓口にてご提出ください。

Q 2. どのような場合に「変更申請」が必要ですか？

A 2. 使用許可を受けたのち、商品などのデザイン・色・大きさなどが変更になった場合には変更申請が必要です。商品自体が変わる場合は変更申請ではなく新規の使用申請が必要です。

Q 3. 申請書の印鑑は、何を使えばいいでしょうか？

A 3. 法人や任意団体が申請する場合は法人印または代表者印で、個人が申請

する場合は個人印で申請してください。

Q 4. つわみんが「××会社、応援してます！」とフキダシをつけて、自社の商品を宣伝することはできますか？

A 4. 「つわみん」は津和野町のイメージアップキャラクターとしてあくまで中立ですので、性格付けやイメージ付けがなされる使い方、特定企業や商品を応援・おすすめることはできません。ご了承ください。

Q 5. 外国の方向けに「つわみん」ではなく「TSUWAMIN」で名前を記載したいのですが？

A 5. 「つわみん」は商標登録を行った名称ですので、ひらがなを必ずご利用ください。

Q 6. 商品を作るときにその商品のカタログやチラシ、店内で飾るポップ広告を作りたいと思っておりますが、それぞれ別々に申請が必要ですか？

A 6. 商品に付随する広告物（カタログ・チラシ・店内ポップ広告）は、販売する商品と一体的なもののみなし、申請していただいた商品のなかに含めます。ただし、使用申請を行う際に広告物についても記載を行い、許可後は広告物にも許諾番号を明記し、完成品が出来た場合には提出をお願いいたします。（申請後に追加で広告物を作成する際は、変更申請が追加で必要になります。）

Q 7. お弁当や惣菜のふたや掛け紙に「つわみん」を利用できますか？

A 7. 利用可能ですが、お弁当や惣菜など食品への利用については、食の安全性の確保の観点に十分ご注意ください。

Q 8. 会社の営業のため、「つわみん」の図形を入れた名刺を作成して配布することが可能ですか？ また、外部向けの企業概要書にも掲載したいので

すが、可能でしょうか？

A 8. 「つわみん」は津和野町のキャラクターですので、特定の企業等を応援するような内容の名刺・企業概要書には記載することができません。ただし、津和野町を紹介する写真や記事に「つわみん」を配置するなど、津和野町のキャラクターだとわかるように掲載されており、かつ外部へのPRが期待できる場合は、審査により使用することが可能です。また、使用が許可された場合は、名刺・企業概要書に許諾番号を付してください。

8 問い合わせ先

〒699-5605 島根県鹿足郡津和野町後田口 64 番地 6

津和野町 商工観光課

T E L : 0856-72-0652 F A X : 0856-72-1650

メールアドレス : kankou@town.tsuwano.lg.jp